



交通安全情報NO.85

令和5年3月14日
警察本部交通部
交通総合対策センター

ストップ・ザ・交通事故

自転車事故注意 ~その2~

4月から新生活、新入学の時期を迎え、通勤、通学、お出かけ等での自転車利用者が増加します。自転車は小さなお子さんから高齢の方まで幅広い世代の方が利用しますが、交通ルールやマナーを守らなければ交通事故に繋がる可能性があります。

交通ルール・マナーの遵守を！



自転車乗車中の事故の中には、信号無視や一時不停止などの交通違反を伴うものもあります。

「誰も見ていないから」「人に迷惑をかけないから」と考えてはいけません。

ヘルメットで頭部を守ろう！

平成29年～令和3年の統計では全国の自転車乗車中の死傷者全体におけるヘルメット装着率は**5.7%**でした。4月から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます。

自転車安全利用五則

を守りましょう！

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



＜ 特殊詐欺注意！ 詐欺電話がきたら #9110 ＞

